

山口市グリーン購入の調達方針

平成19年5月9日制定

(平成20年5月23日改正、平成21年6月1日改正

平成22年5月21日改正、平成24年4月1日改正

平成29年4月1日改正)

1 調達方針作成の背景

グリーン購入とは、商品やサービスの購入、借り入れ等をするときにその必要性を考え、価格や品質だけでなく、環境に与える負荷ができるだけ少ない物を優先的に採用する事を言う。環境に与える負荷が少ない物とは、「再生紙を使用している」「省エネルギー型の電気製品である」などがあげられ、商品には、「エコマーク」や「グリーンマーク」といった、環境に与える負荷が少ないものであることを示す表示（環境ラベル）がされている。

平成13年4月から施行されたグリーン購入法（正式法律名「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」）により、地方自治体にグリーン購入について毎年度ごとに調達方針を作成し、グリーン購入に努めるといった努力義務が定められている。

2 調達方針の趣旨

この調達方針は、グリーン購入法に基づいて作成するものである。

本市においてグリーン購入を推進することにより市民や事業所等に対する啓発を図るとともに、持続的発展が可能な経済社会への転換を目的とする。

調達方針の作成にあたっては、山口県グリーン購入の推進方針等と整合性を図り、「エコフレンドリーオフィスプラン（山口市地球温暖化対策実行計画（事務事業編））」に沿って調達方針の実行を図る。

3 適用範囲

この調達方針の対象は、山口市の全機関（以下「各所属」という。）とし、当該施設における消耗品及び備品の購入、物品の借り上げ、印刷の発注並びにサービスの購入（以下「製品等の購入」という。）に努めるものとする。ただし、グリーン購入を理由として事務用品等の購入量が増えることがないよう配慮する。

4 グリーン購入の基準

製品等の購入に際しては、以下の要件に該当するものとし、適用外の物品等についても、極力環境への負荷が少ないものを選択することとする。

(1) エコマーク、グリーンマーク等の環境ラベルが付いたものであること。

(2) (1)以外のもので、以下の項目に配慮した、資源採取から製造、流通、使用、廃棄に至るまでの製品のライフサイクル全体を通じて生じる環境負荷が相対的に小さい環境物品等。

ア 環境や人の健康に被害を及ぼす物質の使用及び放出が少ないこと

イ 資源やエネルギーの消費が少ないこと

ウ 長期間の使用が可能なこと

エ 再利用が可能なこと

- オ リサイクルが可能なこと
- カ 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること
- キ 製造時に再生素材や再利用の部品を多く使用していること
- ク 廃棄するときに分別廃棄が容易なこと
- ケ 焼却、埋立処分時に有害物質の発生が少ないこと
- コ 山口県の認定リサイクル製品

(3) パンフレット、ポスター、チラシ等の外注する印刷物について、可能な限り、古紙パルプ配合率が高く白色度が低い用紙を指定し、余白部分に再生紙使用マーク（Rマーク）と古紙パルプ配合率（可能なものは白色度）を記載するように努めること。（支障のある場合は、この限りでない。）

(4)各所属での製品等の購入については、環境省の「グリーン購入の調達者の手引き」に沿って行うものとし、手引きに定めのない品目については（2）に従い調達するよう努めること。

5 グリーン購入の推進

(1) 環境政策課長及び管財課長は、グリーン購入が積極的に推進されるよう、必要な情報の提供に努めるものとする。

(2) 各所属は、グリーン購入の推進に当たって、物品の納入業者に対しても周知し、購入先からのグリーン購入の促進を図るとともに、グリーン購入ネットワークや県の認定リサイクル製品等に関する情報も積極的に活用する。

6 その他

各所属は、グリーン購入の状況を、エコフレンドリーオフィスプラン（山口市地球温暖化対策実行計画（事務事業編））に基づき確認する。

附 則

この方針は、平成19年5月9日から施行する。

附 則

この方針の改正は、平成20年5月23日から施行する。

附 則

この方針の改正は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この方針の改正は、平成22年5月21日から施行する。

附 則

この方針の改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この方針の改正は、平成29年4月1日から施行する。